

平成31年4月に森林経営管理法が施行されたことを踏まえ森林整備及びその促進のための財源の安定確保を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

本村においても令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与されています。

森林環境譲与税は法令で用途が定められており、市町村は森林環境譲与税の用途を公表しなければならないとされています。

本村における森林環境譲与税の用途が確定したことから次のとおり公表します。

令和3年度活用実績

事業名等	内 容	金 額(千円)	
		事業費	うち森林環境譲与税
豊根森林管理システム調査業務	(1)森林管理システムの実用的な運用を見据えたデータ作成 (2)ドローンを活用した森林情報の更新手法の実証 (3)中間土場を活用した素材生産システムの実証等	13,858	13,858
木サイクルセンター運営管理	木質バイオマス利用促進のため、村で生産しているペレットに対する管理運営。	14,309	14,309
ペレット販売促進	木質ペレットの生産・調達に対する支援。	1,289	1,289
森林景観整備	沿道の森林整備を実施。	3,573	3,573
林道の崩土除去・簡易修繕	林道の維持修繕を実施し、道の機能を確保・災害の未然防止に努める。	6,218	5,597
環境保全直接支援	間伐材の搬出に対する森林整備実施者への補助。	1,224	1,224
森林生態系保全学習	人工林の役割と森林の必要性を学習する森林生態系保全の学習に対する支援。	500	500
木製机・いす整備	小学生の学習用木製机・木製いすの整備。	86	86
基金積立	今後予想される森林経営管理事業などに備えて積立。	53	53
合 計		41,110	40,489